

愛知県名古屋飛行場及び  
あいち航空ミュージアム  
指定管理者募集要項

令和 5 年 8 月  
愛知県都市・交通局

愛知県（以下「県」という。）は、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）及びあいち航空ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）について、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号。以下「条例」という。）及び指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年愛知県条例第52号）の規定に基づき、以下のとおり飛行場及びミュージアムの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

### 【留意事項】

次期指定期間においては、飛行場とミュージアムの指定管理者を一体で公募する。これに伴い、指定管理料等を以下のとおり取扱うこととする。

#### 1 指定管理料

- ・飛行場の管理運営に必要な経費については、同施設に係る指定管理料で賄うこととし、ミュージアムの管理運営に必要な経費については、同施設に係る指定管理料及び愛知県名古屋飛行場条例第13条の3に規定する利用料金で賄うこととする。
- ・あいち航空ミュージアムに係る指定管理料については、上限額を設ける。
- ・指定管理料の提案にあたっては、飛行場の管理運営に係る指定管理料と航空ミュージアムの管理運営に係る指定管理料の内訳を明確にし、航空ミュージアムの指定管理料については、上限の範囲内で提案すること。

#### 2 経理処理

- ・飛行場に係る経費とミュージアムに係る経費は個別経理とし、相互に経費の流用は不可とする。

#### 3 事業報告

- ・事業報告にあたっては、飛行場とミュージアムを別に記載することとし、報告内に記載の決算報告についても同様とすること。

#### 4 その他

- ・募集にあたり、便宜上、要項及び仕様書を飛行場編とミュージアム編に分けて記載しているため、申請にあたっては様式13を表紙とした上で、それぞれ別に提出すること。
- ・募集要項「第3 申請に係る事項 2 申請手続等（2）申請書類」に記載の各種書類については、両施設併せて原本1部、副本15部を提出すること。ただし、「イ 指定管理者業務の実施に関する計画書（様式2、3）」については、施設毎に別で作成すること。